

# 令和4年度保育料（公私立）・副食費（公私立共通部分）についてのお知らせ

## 【保育園、認定こども園（保育認定）、地域型保育事業所など】

### 1 保育料の額・副食費免除の決定方法

- 保育料の額は、お子さんの扶養義務者のうち、原則として、同一生計の父母の市町村民税額の合算額によって決定します。また、年収360万円未満相当世帯のお子さんを対象とする副食費の免除についても、同様の方法により決定します。
- 令和4年4月分～8月分の保育料の額・副食費免除の決定は、令和3年度分市町村民税額に基づいて行います。また、9月分～翌年3月分の保育料の決定・副食費免除の決定は、令和4年度分市町村民税額に基づいて行います。

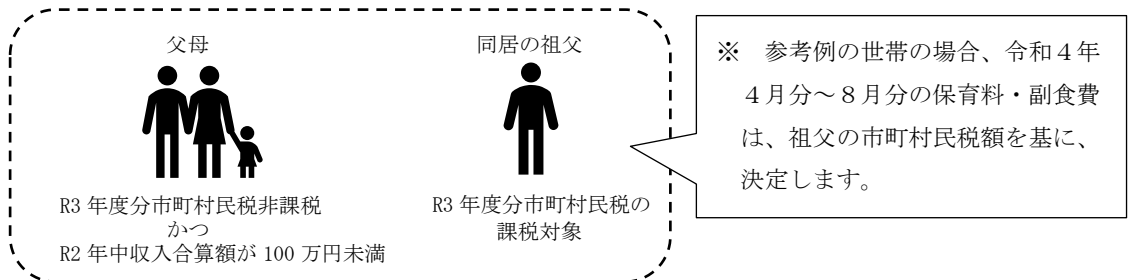
令和4年									令和5年		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和3年度分市町村民税額を基に決定					令和4年度分市町村民税額を基に決定						

- 令和3年1月1日に広島市以外に居住されていた場合は、令和3年度分市町村民税額が確認できる書類、令和4年1月1日に広島市以外に居住されていた場合は、令和4年度分市町村民税額が確認できる書類（「市民税・県民税課税台帳記載事項証明書（一般用）」（所得証明という場合もあります。）や「給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書（※）」等）の提出が必要です。
- ※ 市町村民税を、特別徴収と普通徴収の両方で納めている場合は、「市民税・県民税納税通知書」又は「市民税・県民税課税台帳記載事項証明書（一般用）」等の提出が必要です。
- ※ 個人番号を利用して、広島市が他市町村へ市町村民税額等を照会することにより、市町村民税額が確認できる書類の提出を省略することができます。
- 祖父母等と同居している世帯で次の①②両方に該当する場合は、祖父母等が「主に生計を維持する」ものとして、祖父母等の市町村民税額を基に保育料の額・副食費免除の決定を行います。

#### 【令和4年4月分～8月分の保育料・副食費の場合】

- ① 父母の令和3年度分市町村民税が非課税かつ令和2年中収入の合算額が100万円未満である。
  - ② 同居の祖父母等の令和3年度分市町村民税が課税されている。
- ※ この基準に該当する場合は、祖父母等と父母の住民票が別世帯であっても、祖父母等を算定対象者とします。

参考例



- 保育料の額・副食費免除の決定は広島市が行いますが、副食費の額は各施設・事業所で定めます（事業所内保育事業所（従業員枠）の保育料は、広島市が定める額を上限として事業主が設定します。）。

### 2 保育料・副食費の支払先

保育料・副食費の支払先は、利用する施設によって異なります。

施設等区分	保育料	延長保育料	副食費
公立保育園、公立認定こども園（保育認定）	広島市	広島市	広島市
私立保育園	広島市	施設	施設
私立認定こども園（保育認定）、地域型保育事業所（小規模保育事業所、事業所内保育事業所（地域枠）等）	施設・事業所	施設・事業所	施設・事業所

### 3 保育料・副食費の口座振替について

広島市への保育料・副食費の納付は、指定預貯金口座から毎月自動的に引き落とされる口座振替を御利用ください。

口座振替の申込みは、書類の提出が不要なWEB口座振替受付サービスを御利用ください。

広島市ホームページ (<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>) 「くらし・手続き」 → 「子育て」 → 「保育園・認定こども園・幼稚園」 → 「保育料・副食費・施設等利用費（無償化）」 → 「保育園等保育料（公私立）・副食費（公立）のWEB口座振替受付サービス」

※ 右のQRコードからアクセスできます。

※ 区福祉課又は保育園に備え付けの口座振替依頼書でも申込みできます。



### 4 保育料・副食費の切替手続について

毎年9月に、新しい市町村民税額（令和4年9月～翌年8月は令和4年度市町村民税額）に基づき、保育料の額及び副食費の免除対象を決定します。

### 5 令和4年度保育料・副食費の額について

【保育料】

（単位：円）

階層区分		保育料月額			
		3歳未満児（3号認定及び2号認定の一部（※4参照） 平成31年4月2日以降にお生まれのお子さん		3歳以上児（2号認定） 平成31年4月1日以前にお生まれのお子さん	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間
A	生活保護法による被保護世帯等	0	0	0	
B	市町村民税非課税世帯	0	0		
C 1	均等割額のみ又は所得割合算額が39,600円未満	7,200	7,050		
C 2	所得割合算額39,600円以上44,100円未満	8,000	7,850		
C 3	44,100円以上48,600円未満	9,200	9,000		
C 4	48,600円以上54,000円未満	10,700	10,500		
C 5	54,000円以上59,000円未満	12,200	11,950		
C 6	59,000円以上64,000円未満	14,250	14,000		
C 7	64,000円以上79,000円未満	18,750	18,400		
C 8	79,000円以上97,000円未満	23,850	23,400		
C 9	97,000円以上114,000円未満	29,750	29,200		
C 10	114,000円以上133,000円未満	35,800	35,150		
C 11	133,000円以上151,000円未満	41,600	40,850		
C 12	151,000円以上169,000円未満	44,500	43,700		
C 13	169,000円以上205,000円未満	49,800	48,950		
C 14	205,000円以上256,000円未満	52,450	51,550		
C 15	256,000円以上301,000円未満	55,450	54,500		
C 16	301,000円以上397,000円未満	57,250	56,250		
C 17	397,000円以上	62,400	61,300		

認定区分	対象	該当施設
2号認定（標準時間、短時間）	保育が必要な3歳以上児	保育園、認定こども園
3号認定（標準時間、短時間）	保育が必要な3歳未満児	保育園、認定こども園、地域型保育事業所 （事業所内保育事業所の従業員枠は除く。）

※ 標準時間は1日の保育利用可能時間が最長11時間、短時間は最長8時間の認定区分を示します。

【副食費】

（単位：円）

階層区分		副食費月額			
		3歳以上児（2号認定） 平成31年4月1日以前にお生まれのお子さん			
		第1子	第2子	第3子	
A	生活保護法による被保護世帯等		0 (免除)	0 (免除)	0 (免除)
B	市町村民税非課税世帯				
C1～ C4	市 町 村 民 税 課 税 世 帯	均等割額のみ又は 所得割合算額が54,000円未満			
C5		所得割合算額 54,000円以上57,700円未満			
C6～ C17	市 町 村 民 税 課 税 世 帯	57,700円以上59,000円未満	各施設・事業所で定めますので、 各施設等へお問い合わせください。 (公立保育園等については、広島市 で定めます。)		
		59,000円以上			

※1 保育料の決定・副食費免除の決定を行う基となる市町村民税額は、住宅借入金等特別控除等の税額控除をする前の税額です。

※2 個々の世帯の市町村民税額が判明しない場合は、1年度前の市町村民税額をもって当該世帯の階層区分を認定します。それでも市町村民税額が判明しない場合は、当該世帯の収入額及び世帯構成を勘案して福祉事務所長が当該世帯の階層区分を認定します。

上記の方法により階層区分を認定した後、市町村民税額が判明した場合には、改めて階層区分を認定します。その結果、改めて認定した階層区分に基づき、保育料・副食費免除を遡って変更し、金額が減額となる場合はその差額をお返ししますが、増額となる場合はその差額を一括で納めていただくこととなります。

なお、市町村民税額に変更があった場合も上記と同様に取り扱います。

※3 16歳未満の扶養親族が3人以上いる世帯の場合は、2人を超える1人につき22,800円を世帯の所得割合算額から控除した税額で当該世帯の階層区分を認定します。

※4 令和4年度中にお子さんが3歳（2号認定）となった場合でも、令和4年度末までは3歳未満児の保育料となります（副食費は不要です。）。

※5 保護者の属する世帯が、次のいずれかに該当し、かつ、上記までの規定により、次表に掲げる階層に認定された場合の保育料・副食費は、当該世帯の階層区分及びお子さんの年齢区分等に応じて、次表に掲げる額とします。

- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条に規定するひとり親家庭の世帯
- (2) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者がいる世帯
- (3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児がいる世帯
- (4) 国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金の受給者がいる世帯

上記(1)～(4)に該当しなくなった場合は、遡って保育料・副食費をお支払いいただくこともあるため、お早めに区福祉課へ届け出てください。

(単位：円)

階層区分	納入通知書等への表示	保育料月額				副食費月額
		3歳未満児（3号認定及び2号認定の一部）		3歳以上児（2号認定）		3歳以上児（2号認定）
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間・短時間
C 1	C 1 *	1,850	1,810			
C 2	C 2 *	2,090	2,050			
C 3	C 3 *	2,450	2,400	0	0 (免除)	
C 4	C 4 *	3,210	3,150			
C 5	C 5 *	3,660	3,590			
C 6	C 6 *	4,270	4,190			
C 7※	C 7 *	5,620	5,520			

※ 所得割合算額が77,101円以上の世帯は対象となりません。

※6 広島市を含む政令指定都市では、平成30年度分から市民税所得割の税率が6%から8%に変更されましたが、保育料の額・副食費免除の決定の基礎となる所得割額は変更前（6%）の税率で算定します。

## 6 時間外保育及び延長保育について

やむを得ない事情のため、標準時間認定及び短時間認定で定められた保育時間を超えて保育を延長する必要があると福祉事務所長が認めたお子さんに係る時間外保育及び延長保育の保育料の額は、次表のとおりです。

なお、私立保育園等の時間外保育及び延長保育の保育料は、各施設で決定しますので、入園している私立保育園等へお問合せください。

### ○3歳以上児（2号認定）

(単位：円)

階層区分	保育料基準額		保育料月額	
	標準時間	短時間	短時間保育に係る時間外保育	延長保育
C 1	5,250	5,150	左の階層区分ごとに、標準時間認定に係る保育料基準額から短時間認定に係る保育料基準額を控除した額	左の階層区分ごとに、標準時間認定に係る保育料基準額の12パーセントに相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。ただし、その相当する額が2,750円を超えるときは2,750円）
C 2	6,050	5,900		
C 3	7,250	7,100		
C 4	8,450	8,300		
C 5	10,200	10,000		
C 6	12,450	12,200		
C 7	17,050	16,750		
C 8	19,850	19,500		
C 9	21,200	20,800		
C 10	22,600	22,200		
C 11	24,000	23,550		
C 12	25,300	24,850		
C 13	26,650	26,150		
C 14	28,500	28,000		
C 15	30,300	29,750		
C 16	31,250	30,700		
C 17	34,050	33,450		

(単位：円)

階層区分		保育料基準額		保育料月額	
		標準時間	短時間	短時間保育に係る時間外保育	延長保育
C 1	ひとり親世帯等	930	910	左の階層区分ごとに、標準時間認定に係る保育料基準額から短時間認定に係る保育料基準額を控除した額	左の階層区分ごとに、標準時間認定に係る保育料基準額の12パーセントに相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。ただし、その相当する額が2,750円を超えるときは2,750円)
C 2		1,110	1,090		
C 3		1,380	1,350		
C 4		1,870	1,830		
C 5		2,260	2,220		
C 6		2,760	2,710		
C 7※1	※2	3,780	3,710		

※1 所得割合算額が77,101円未満のひとり親世帯等です。

※2 ひとり親世帯等とは、「5 保育料・副食費の額について」の※5にある(1)～(4)に該当する世帯で、階層区分がC 1～C 7(所得割合算額が77,101円未満)の世帯のことをいいます。

○3歳未満児(3号認定及び2号認定の一部)

区分	保育料月額
短時間保育に係る時間外保育	標準時間認定に係る保育料の額から短時間認定に係る保育料の額を控除した額
延長保育	標準時間認定に係る保育料の額の12パーセントに相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。ただし、その相当する額が2,750円を超えるときは2,750円)

※ 短時間保育に係る時間外保育の実施時間は施設によって異なります。公立保育園及び公立認定こども園は、午前7時30分から午前8時30分まで及び午後4時30分から午後6時30分までです。

※ 延長保育の実施時間は施設によって異なります。公立保育園及び公立認定こども園は、午後6時30分から午後7時30分までです。

※ 短時間保育に係る時間外保育及び延長保育の保育料は、幼児教育・保育の無償化の対象外です。

## 7 保育料・副食費の日割計算について

月の初日以外の日に入園し、又は月の末日以外の日に退園したお子さんの入園月又は退園月の保育料・副食費の額は、日割計算した額とします。ただし、次の場合には日割計算しません。

- (1) 月の初日が保育を提供しない日の月に、その保育を提供しない日の翌日に入園するとき
- (2) 月の末日が保育を提供しない日の月に、その保育を提供しない日の前日に退園するとき

## 8 保育料・副食費の軽減について

### ① 多子軽減(全世帯を対象)

同一世帯から2人以上の小学校就学前のお子さんが、保育園等(※)に入園されている場合、小学校就学前のお子さんのうち、上から2人目のお子さんは保育料が半額(副食費は半額になりません。)、3人目以降のお子さんは保育料・副食費が無料となります。

※ 多子軽減のカウント対象となるお子さんは、次の施設又は事業を利用している場合です。  
保育園、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部、企業主導型保育事業所に入所、又は児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援を利用している就学前児童

軽減を受けるためには、保育園が所在する区福祉課に在籍証明書の提出が毎年度必要です（保育園、子ども・子育て支援新制度に移行している幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所、企業主導型保育事業所の場合は、在籍証明書の提出は不要です。）。

参考例 （※ 所得割合算額が 57,700 円未満の場合は、②の取扱いとなります。）

	例 1	例 2
第 1 子	小学校 2 年生（7 歳） ⇒ 未就学児ではないためカウント対象外	小学校 2 年生（7 歳） ⇒ 未就学児ではないためカウント対象外
第 2 子	年長（5 歳） ⇒ 第 1 子としてカウント 副食費：各施設等で定める額	年長（5 歳） ⇒ 第 1 子としてカウント 副食費：各施設等で定める額
第 3 子	2 歳児 ⇒ 第 2 子としてカウント 保育料：半額	年中（4 歳） ⇒ 第 2 子としてカウント 副食費：各施設等で定める額
第 4 子	1 歳児 ⇒ 第 3 子としてカウント 保育料：無料	年少（3 歳） ⇒ 第 3 子としてカウント 副食費：無料

## ② 年齢上限撤廃の多子軽減（一部の世帯を対象）

所得割合算額が 57,700 円未満で、保育園等に入園されているお子さんのほかに、生計を同一にするきょうだい等（養子等も含みます。）が監護されている場合、年齢に関わらず第 1 子から多子軽減のカウント対象となり、保育料については、第 2 子であれば半額、第 3 子以降であれば無料となり、副食費については、3 歳以上のすべてのお子さんが無料となります。

対象となる可能性がある世帯は、保育料・副食費の階層区分が C 1～C 5 となっている世帯です。ただし、C 5 階層であっても所得割合算額が 57,700 円以上の場合は、負担軽減の対象とはなりません。

なお、そのきょうだい等と別居していても、就学、療養等の都合上別居し、余暇には起居を共にすることを常例としている場合、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合には「生計を同一にする」ものとします。

参考例

	例 1	例 2
第 1 子	小学校 2 年生（7 歳） ⇒ 第 1 子としてカウント	年長（5 歳） ⇒ 第 1 子としてカウント 副食費：無料
第 2 子	2 歳児 ⇒ 第 2 子としてカウント 保育料：半額	年少（3 歳） ⇒ 第 2 子としてカウント 副食費：無料
第 3 子	1 歳児 ⇒ 第 3 子としてカウント 保育料：無料	1 歳児 ⇒ 第 3 子としてカウント 保育料：無料
第 4 子	0 歳児 ⇒ 第 4 子としてカウント 保育料：無料	0 歳児 ⇒ 第 4 子としてカウント 保育料：無料

## ③ ひとり親世帯等の保育料・副食費の軽減

所得割合算額が 77,101 円未満のひとり親世帯等で、保育園等に入園されているお子さんのほかに、生計を同一にするきょうだい等（養子等も含みます。）が監護されている場合、年齢に関わらず第 1 子から多子軽減のカウント対象となります。保育料については、第 1 子が「5 保育料・副食費の額について」の※ 5 の表の額、第 2 子以降が無料となり、副食費については、3 歳以上のすべてのお子さんが無料となります。

対象となる可能性がある世帯は、「5 保育料・副食費の額について」の※5にある(1)～(4)に該当する世帯で、階層区分がC1～C7となっている世帯です。ただし、C7階層であっても所得割合算額が77,101円以上の場合は、負担軽減の対象とはなりません。

参考例（※ 所得割合算額が77,101円以上の場合は、①の取扱いとなります。）

	例 1	例 2
第1子	小学校2年生（7歳） ⇒ 第1子としてカウント	2歳児 ⇒ 第1子としてカウント 保育料：全額
第2子	3歳児 ⇒ 第2子としてカウント 副食費：無料	1歳児 ⇒ 第2子としてカウント 保育料：無料
第3子	1歳児 ⇒ 第3子としてカウント 保育料：無料	0歳児 ⇒ 第3子としてカウント 保育料：無料

上記①～③に該当しなくなった場合は、遡って保育料・副食費をお支払いいただくこともあるため、お早めに区福祉課へ御相談ください。また、9月分保育料・副食費からは令和4年度分市町村民税額に基づいて決定するため、4月分～8月分の保育料・副食費は上記②及び③の対象となっても、9月分保育料・副食費からは対象とならないことがあります（4月分～8月分の保育料・副食費が対象でなくても、9月分保育料・副食費から対象となることもあります。）。

## 9 保育料・副食費の変更について

次のような場合には、保育料・副食費を変更できることがありますので、お早めに区福祉課に御相談ください。

- ① 保護者の家庭状況（世帯構成）に変更があった場合
- ② 同一世帯に属する方が身体障害者手帳等の交付を受けられた場合
- ③ 同居の祖父母等の市町村民税額で保育料の決定・副食費免除の決定をしている世帯で、父母の現在の収入額が年額で100万円以上になることが見込まれる場合
- ④ 保育園に入園しているお子さんとは別に、同一世帯から同時期にそのお子さん以外のきょうだいが保育園以外の児童福祉施設、障害児通所支援（児童発達支援、放課後デイサービス等）、障害児入所支援を利用されている場合

## 10 保育料・副食費の納付について

保護者のみなさまに負担していただく保育料は、給食費、教材費、保育士等職員の人件費、光熱水費などの保育園の運営経費の一部に充てられ、また、副食費は、給食を提供するための食材料費用に充てられ、どちらも大変重要な財源です。このことについて十分御理解いただき、必ず納付期限内に納付していただきますようお願いいたします。

### 11 問合せ先

中区福祉課	TEL (082) 504-2569	安佐南区福祉課	TEL (082) 831-4945
	FAX (082) 504-2175		FAX (082) 870-2255
東区福祉課	TEL (082) 568-7733	安佐北区福祉課	TEL (082) 819-0605
	FAX (082) 568-7781		FAX (082) 819-0602
南区福祉課	TEL (082) 250-4131	安芸区福祉課	TEL (082) 821-2813
	FAX (082) 254-9184		FAX (082) 821-2832
西区福祉課	TEL (082) 294-6342	佐伯区福祉課	TEL (082) 943-9732
	FAX (082) 294-6311		FAX (082) 923-1611

